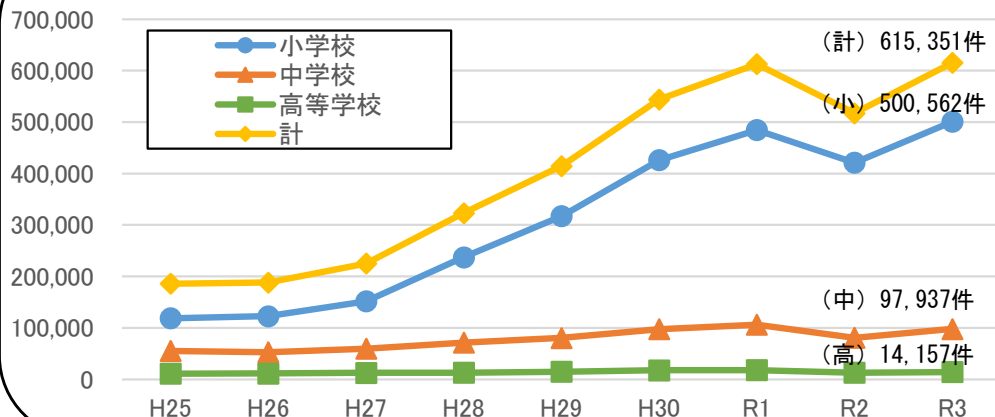


いじめ対策の推進について

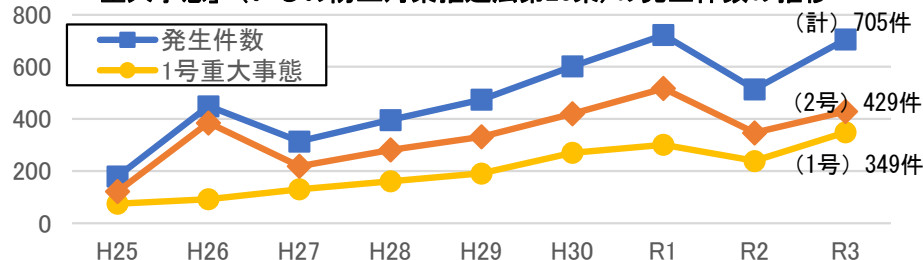
文部科学省におけるいじめ対策について

◆いじめの現状

いじめの認知件数の推移



「重大事態」(いじめ防止対策推進法第28条)の発生件数の推移



※文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価。

◆文部科学省の主な取組

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実
SCの全公立小中学校に対する配置、SSWの全中学校に対する配置といった基礎配置に加え、いじめ対策のための重点配置に係る経費も措置。
(参考)令和5年度予算(案)85億円
- SNS等を活用した相談事業
SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。
(参考)令和5年度予算(案)59億円の内数
- 24時間子供SOSダイヤルの周知
子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間いじめ等の悩みを相談することができるよう、全国統一ダイヤルを設置するとともに、国において、通話料全額及び相談員の人件費の3分の1を負担。
- 文部科学省職員によるいじめ防止対策推進法等に関する行政説明
各都道府県教育委員会等からの依頼等に応じて、文部科学省職員を派遣し、いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針等に基づいた対応等に関する行政説明を実施。
- いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議の実施
児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、学校・教育委員会等だけでは根本的な解決が難しいケースもあり、地域にある警察や児童相談所、法務局等の様々な関係機関と情報共有を図り、連携して必要な支援をしていくことが重要であり、こうした状況を踏まえ、関係府省の知見を結集し、政府の体制を構築していくため、令和4年11月から本連絡会議を開催。
(参考)構成員
こども家庭庁設立準備室、文部科学省、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省

いじめ対策・不登校児童生徒支援等の推進

令和5年度予算額（案）
（前年度予算額）

85億円
80億円



文部科学省

背景・課題

- 近年、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にあるなど、教育委員会・学校だけでは対応できない児童生徒の課題が深刻化。
- 相談・支援を受けておらず、不登校が長期化している児童生徒に対し、必要な支援を行うことが、極めて重要かつ喫緊の課題。
- 事案発生後の対応だけでなく、いじめ等を未然に防止し、全ての子供たちが安心して学校に通えるよう、多様な児童生徒の状況に応じ福祉部局等とも連携した支援を行うことは喫緊の課題。



目標

- こども家庭庁とも連携を図りながら、いじめの未然防止、不登校等の早期把握・早期対応や教育相談体制の整備など、困難を抱える児童生徒に対し、オンラインも活用しながら、学校や地域において福祉部局等とも連携した広域的な支援体制の構築を社会総がかりで推進する。

文部科学省 <令和5年度予算額案>

専門家を活用した相談体制の整備・関係機関との連携強化等 8,461百万円(7,902百万円)

いじめ対策・不登校支援等に関する調査研究
500百万円(44百万円)【委託】

①スクールカウンセラーの配置充実

- ・全公立小中学校への配置(27,500校、週4時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**
(5,400校→**7,200校**、週4時間)
- ・不登校児童生徒等への**オンラインを活用した広域的な支援体制整備**(67箇所)【新規】
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進
- ・自殺予防教育実施の支援

②スクールソーシャルワーカーの配置充実

- ・全中学校区への配置(10,000中学校区、週3時間)
- ・上記に加えた**重点配置の拡充**
(6,900校→**9,000校**、週3時間)
- ・不登校児童生徒等への**オンラインを活用した広域的な支援体制整備**(67箇所)【新規】
- ・連絡協議会等を通じた質向上の取組の推進

③不登校児童生徒に対する支援の推進

- ・**不登校特例校の設置促進**【新規】

④SNS等を活用した相談体制の整備推進

- ①いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究
ゲーム依存等を含むスクリーニング、心身の状況変化の把握に資する1人1台端末等の活用、福祉・医療、民間団体等との連携など
- ②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ③電話等を有機的に活用した相談体制の在り方に関する調査研究



こども家庭庁

困難な状況にあるこどもへの支援

- ・居場所づくり支援
- ・こどもを守るための情報・データ連携
- ・社会的養護を必要とするこどもに対する支援の充実
- ・アウトリーチ支援 等

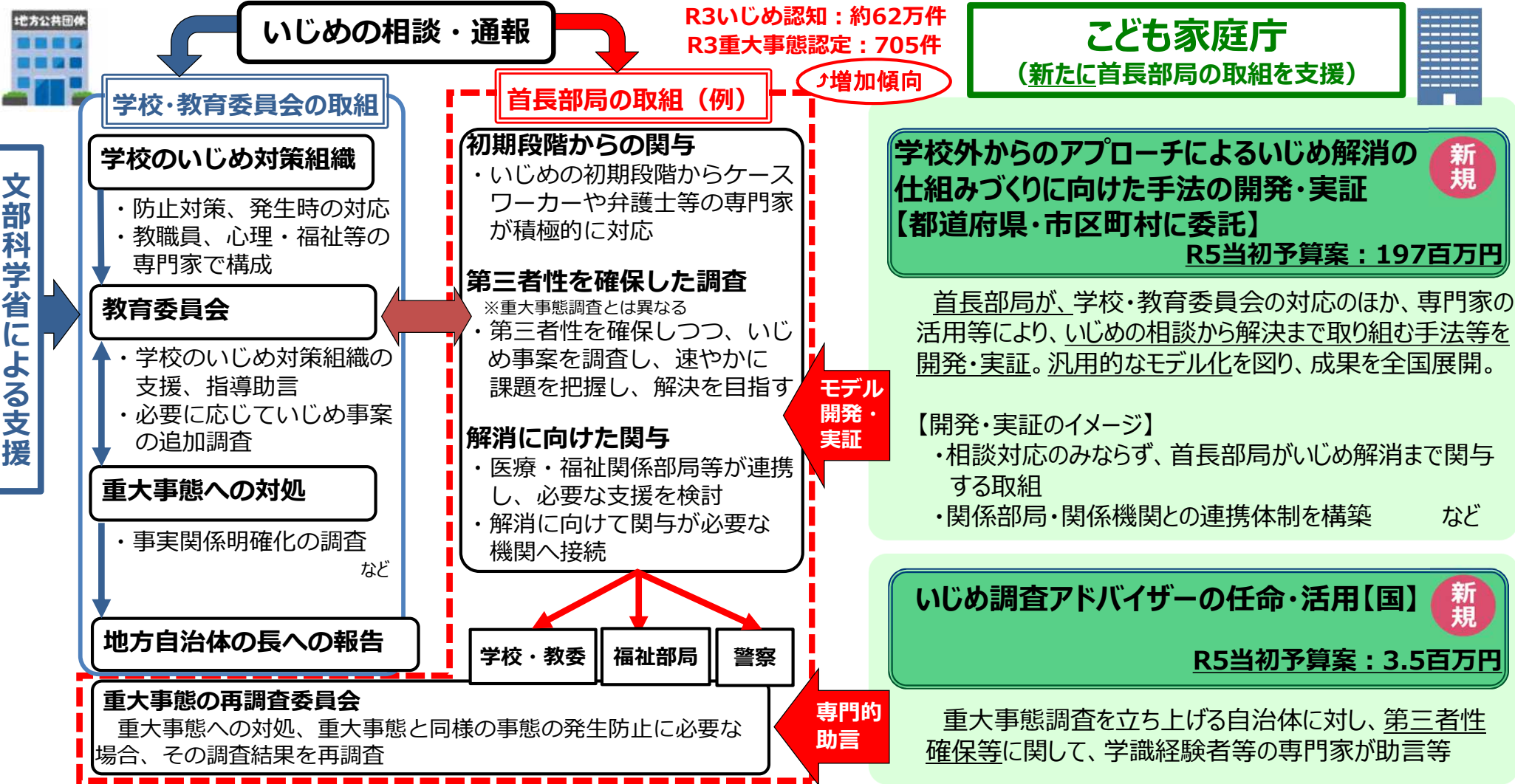


いじめ対策

- ①学校外からのアプローチの開発・実証
(地域の相談体制整備やいじめ解決の仕組みづくり)
- ②いじめ調査アドバイザーの任命・活用
(重大事態調査を立ち上げる首長部局への助言等)
- ③普及・啓発

こども家庭庁が取り組む地域におけるいじめ防止対策の推進

いじめを政府全体の問題として捉え直し、「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」(令和4年11月設置)の下、関係府省間の連携を強化。こども家庭庁は新たに学校外からのいじめ防止対策に取り組み、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進。



【いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議】 (令和4年11月設置) ※こども家庭庁設立準備室と文部科学省が共同議長

警察連携の徹底など関係機関との連携強化、重大事態の迅速な処理に向けた検討や調査に関する助言方法、いじめ対応における「第三者性確保」の方策、学校外からのいじめ防止対策アプローチの確立方策等について、優先順位をつけて検討・周知等を行う。

1. 施策の目的

- いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係府省の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進。

2. 施策の内容

【(1) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証(197百万円)】

学校外からのアプローチによるいじめ防止対策の推進に向け、①～②の取組を一体的に実施。

①実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家の活用等により、学校における対応のほかに、いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証を②と連携して行う。

（開発・実証のイメージ）

- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与する取組であること
- ・関係部局・関係機関との連携体制を構築していること
- ・②と連携し、取組効果が検証可能な形で進めること
- ・ICTの活用など、円滑な相談がしやすい体制を構築していること

※一部民間事業者を活用することも可

②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

各実証地域における①の取組への専門的助言や効果検証の伴走支援、汎用モデル化及び首長部局の担当者向けの研修コンテンツを作成

【(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用(3.5百万円)】

- ・重大事態調査を立ち上げる自治体に対し、第三者性確保等に関して、学識経験者等の専門家が助言
- ・再調査事例の分析等を通じた重大事態調査の運用改善等

【その他】いじめ防止に係る広報・啓発 など



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止の首長部局における取組をモデル化

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

3. 実施主体・委託先等

(1) ①実証地域（首長部局）での開発・実証

【委託先】 都道府県、市区町村（箇所数：8自治体程度）

②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

【委託先】 民間団体等（1団体）

(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用

【実施主体等】 国が非常勤職員として任命